

世田谷区教育委員会告示第3号

世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録有形文化財とし、同条例第20条第1項の規定に基づき世田谷区指定有形文化財とする。

令和8年2月5日

世田谷区教育委員会

1 登録及び指定の名称、員数

勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像 一軀

2 登録の種別

世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）

3 指定の種別

世田谷区指定有形文化財（絵画・彫刻）

4 所在の場所

東京都世田谷区桜一丁目26番35号

5 所有者

東京都世田谷区桜一丁目26番35号

宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子